

保健福祉部における県名義の使用承認基準等

制定 平成25年9月10日

保健福祉に関係する各種事業（県主催行事を除く。）の開催に当たり、県名義の使用申請があった場合の取扱いについては、次のとおりとする。

1 県名義の使用承認基準

(1) 事業の目的が、次の全てに該当すること

ア 保健福祉行政の推進に寄与すると認められるものであること

イ 営利を目的としない公益的事業であること

ウ 特定の政治的又は宗教的な目的を有しないこと

(2) 事業の規模等が、次のいずれかに該当すること

ア 対象地域又は参加者の範囲が広域的（原則として全県下が対象）であるもの

イ 全国的に巡回して開催されている事業で、広く県民が参加可能であるもの

ウ その他、特に必要と認められるもの

(3) 主催団体が、次のいずれかに該当すること

ア 行政機関、公益法人その他これに準ずるものであること（原則として政治団体、宗教団体は除く。）

イ 営利法人又は営利を目的とした団体の場合は、事業の目的及び規模等を踏まえ、総合的に判断した結果、問題がないと認められるもの

(4) 県名義の使用承認が、他の団体との関係で公平性を欠く恐れがないこと

2 県名義の種別

使用を承認する県名義の種別は次のとおりとし、前項の基準に照らして、最もふさわしいものを選択するものとする。

- (1) 共催
- (2) 後援
- (3) 協賛
- (4) 推薦
- (5) その他これらに類する名義

3 事務手続

(1) 申請

県名義の使用申請は、県名義使用申請書（様式第1号）の提出により行わせるものとする。ただし、県名義の使用承認の適否を判断するに足る事項が記載された任意の様式に代えることもできる。

(2) 決定

県名義の使用承認の適否、使用を承認する県名義の種別等の決定に当たっては、主管課を経由の上、次長の決裁を得るものとする。ただし、軽易又は定例的なものについては、課長の決裁により行っても差し支えない。

なお、決裁を得る際には、県名義の使用承認チェックリスト（様式第2号）を作成するものとする。

(3) 通知

決定内容の通知は、県名義の使用に関する決定通知書（様式第3号）の送付により行うものとする。ただし、必要事項が記載された任意の様式に代えることもできる。

(4) 事業実施報告

県名義の使用を承認した場合は、主催団体に対して事業終了後に事業実施報告書（様式第4号）を作成の上、提出するよう求めるものとする。ただし、必要事項が記載された任意の様式に代えることもできる。

なお、事業実施報告等において、実施内容に不適切なものが確認された場合は、その後は当該団体が実施する同様の事業に対しては、県名義の使用は承認しないものとする。